

新卒の架空請求詐欺にご注意を！

令和元年 8月 足立秀一記

過日、読売新聞の朝刊にこんな記事が載っていました。

ご覧になった方も居られるかと思いますが、その様な詐欺に遭わないための注意喚起の意味でその内容を下記に纏めて見ました。

*詐欺事例

「〇〇の利用料金の支払いが有りません。お客様センターに相談する様に！」との請求メールを受け取ったが、身に覚えがないのでメールに記載された番号に連絡すると「有料コンテンツ（情報）の未納料金があり、債権回収の委託を受けたので請求しています。」との返事。自分としては、全く身に覚えがないので腑に落ちず「お客様センターに相談して見ます。」と答えると「その窓口は今の時間は相談を受け付けていないので、この電話番号にかけて下さい。」と電話番号を教えられる。疑うことなく教えられた番号に電話すると居住自治体の消費生活センターを名乗る相手が出て、「それは支払う必要がある」と指示され、プリペイド型電子マネーで30万円を支払ってしまったと云う内容です。

要は、身に覚えがない架空請求を受け、請求先にその確認をしたが、納得できないので消費生活センターに電話して確認をしようとした所、請求先から誘導された消費生活センターの電話番号に電話して、まんまと騙されたという事例です。

一般的には、身に覚えのない詐欺通知などへの対応は、相手先に一切連絡せず放置して相手にしない事です。

しかし、内容によっては、放置することで、架空の債務（請求）が、正式な債務（請求）になるケース（一例：裁判所を利用した詐欺通知）もありますので、注意が必要です。

この様な詐欺に遭って騙されないためには、身に覚えがない請求メールなどが来れば、折り返し請求先に連絡を取らずに、まず、身近の人に相談するか直接、『消費生活センターに相談する』ことが肝要です。

消費生活センターには、出かけて相談するのがベストですが、電話で相談する場合は、全国共通の『188』に電話して最寄りの消費生活センターの電話番号を聞いて、電話する様に心掛けて下さい。

“騙す方は、あの手この手と巧妙な手を使って来ます。くれぐれも対応を誤って詐欺に遭わない様、ご注意ください！”